



ウィッグ購入費等助成事業のお知らせ



疾病や外傷等に伴い外見の変化があった方に、
ウィッグや胸部補整具等の購入またはレンタルに
要した費用を助成します。



■ 対象となる方… 申請日において、次の全ての条件を満たす方

- 杉並区内に住所を有する方（住民基本台帳に記録されている方）
- 疾病やその治療・外傷に伴い、ウィッグや胸部補整具等を必要としている方
- 申請する費用について、この事業による助成または他の法令等に基づく同種の助成・給付を受けたことがない方

※脱毛症については、加齢によるもの及び男性型または女性型脱毛症は本事業の対象外です。

※治療の過程で剃毛したことによるウィッグ等の購入は本事業の対象外です。

■ 助成対象品目

ウィッグ等

ウィッグ・固定クリップ・毛付き帽子
装着時に必要なネット、インナーキャップ

胸部補整具

補整下着・補整用シリコンパッド
人工乳房・人工ニップル等

帽子

ニット帽等

エピテーゼ

耳・鼻・指などの補整用人工物

※ただし、上記対象品目の保管・手入れ用品に係る費用は対象外です。

■ 助成金額

- **上限10万円** （申請金額が10万円未満の場合はその額）
手数料・送料・ポイント支払い分の金額は助成の対象となりません。
- 1回の申請にあたり、**個数制限はありません。**
対象品目を複数点購入した場合、合算して申請が可能です。
- 予算の上限に達し次第、当該年度の受付は終了となります。（受付は申請順です）

■ 申請可能回数

- 1人あたり**生涯で2回まで**申請可能です。
(令和7年11月以前に1度本事業で申請したことがある場合、当時の申請も上記の申請回数に含まれます)

■ 申請期間

- 助成の対象となるウィッグ等や胸部補整具を購入またはレンタルした日（領収書に記載の日付）の翌日から1年以内。

区公式ホームページでも、申請方法を詳しくお知らせしています。
申請書のダウンロードもこちらから。



申請方法は裏面へ

ウィッグ購入費等助成事業

提出書類

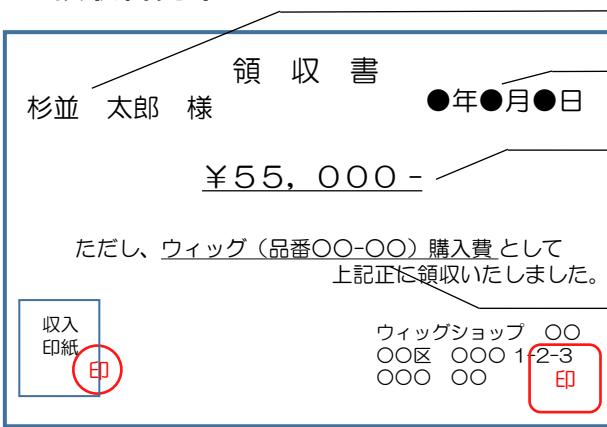
- ① 助成金交付申請書兼請求書… 在宅医療・生活支援センターの窓口でお渡ししています。
区ホームページ(右二次元コード)からダウンロードもできます。
- ② 治療を証明する書類の写し… ▶ ウィッグ等の助成
例：診療明細書、調剤明細書、
お薬手帳など
→ 脱毛の副作用がある薬物療法・放射線治療を受けたことがわかるもの
→ 先天性の脱毛の場合は、疾患を証明する医師の意見書等
▶ 胸部補整具の助成
→ 乳房の切除を伴う手術を受けたことを確認できるもの
▶ エピテーゼの助成
→ 外傷や治療等により、該当箇所が欠損したことを確認できるもの
- ③ 申請する品目の領収書(原本)… 下記《領収書見本》の内容を満たすものを用意ください。
- ④ 振込先口座の通帳または
キャッシュカードの写し… 銀行名、口座名義人(申請者のフルネーム)、口座番号がわかるところ
の写しをご用意ください。(ゆうちょ銀行の場合は通帳の写しのみ可)

・ 提出された書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

・ 申請することができる者は、対象者(患者)本人です。

ただし、対象者(患者)が未成年者である場合は、保護者が申請をしてください。

《領収書見本》



(1) 宛名 = 申請者のフルネーム

(2) 対象品目を購入した日付

(3) 対象品目の金額

※領収書から正確な金額を確認できない場合は、別途納品書や内訳書を添付してください。

(4) 対象品目を買ったことがわかる記載があること(商品名、品番など)

申請方法

郵送または窓口へ持参してください。

申請先住所

〒167-0032 杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並複合施設棟3階
杉並区在宅医療・生活支援センター ウィッグ等助成担当宛

申請から助成金交付までの流れ

申請者
杉並区

ウィッグ等や胸部補整具の購入・レンタル

※購入・レンタル日の翌日から1年内に申請してください。

書類の提出(申請)

交付決定通知に同封のアンケートに
ご協力ください

書類審査

交付決定通知

指定の口座に振込

書類の提出から助成金の振込まで、2か月前後かかります

問い合わせ先

杉並区在宅医療・生活支援センター 在宅医療・介護連携推進係
電話：03-5335-7317